

川西市訓令第 5 号

庁中一般

川西市不当要求行為等対応要領（令和 5 年川西市訓令第 6 号）の一部を次のように改正する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

川西市長 越 田 謙 治 郎

第 3 条第 2 項中「所属嘱託職員」を「所属会計年度任用職員」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第 3 条関係）

所属会計年度任用職員	管理範囲
総務部総務課	本庁 3 階・4 階・5 階・6 階部分及び下記所属に該当しない部分並びにその他庁外施設
福祉部生活支援課	本庁 1 階・2 階部分

付 則

この訓令は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。